

登別市デジタル化促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰等の影響を受けている市内事業者等が、事業の継続及び拡大等、持続可能な経営基盤を確立することを目的として行うデジタル化の推進の取組を支援し、当該事業者等の生産性向上や業務改善等の促進を図るため、予算の範囲内において登別市デジタル化促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、登別市補助金等の事務取扱に関する規則（昭和54年規則第8号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市内事業者等 次のいずれかに該当する者のうち、登別市内（以下「市内」という。）に事務所等を有する法人又は個人事業主（フリーランス等を含む。以下同じ。）等をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する法人及び個人

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する団体

ウ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する法人

エ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する法人

オ 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人

カ 一般社団法人又は一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第4条の認定を受けようとするものを含む。）

キ 特別法の規定に基づき設立された公団、事業団等

ク その他市長が適当であると認める者

(2) みなし大企業 前号アに定めるもののうち、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者

イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者

- (3) ソフトウェア等 経営に関するデータの分析、事務の効率化、経営資源の管理等に必要なソフトウェア及び当該ソフトウェアを稼働するための設備（パソコン、タブレット端末等）をいう。
- (4) 事務所等 事務所、店舗その他事業の用に供する拠点をいい、居住部分等の事業の用に直接供さない部分を除いた部分をいう。
- (5) 新たな事業活動 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 事業を営んでいない個人が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出を行うもの
 - イ 事業を営んでいない個人が法人（法人税法（昭和40年法律第34号）に規定する内国法人である普通法人をいう。以下同じ。）の設立の届出（法人税法148条第1項の規定による届出をいう。）を行うもの
 - ウ 既に事業を営んでいる個人又は法人から事業を承継して行うもの
 - エ 既に事業を営んでいる個人又は法人が事業所を移転し行うもの（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する市内事業者等とする。

- (1) 市内に事業所等を有する者又は市内で新たな事業活動を行う者であること。
- (2) 今後も事業を継続する意思がある者であること。
- (3) 補助金の交付を申請する時点において、納期の到来した市税等について完納している者であること。
- (4) 登別市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第22号）第2条第1号から第3号まで規定される者でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者でないこと。ただし、スナック、バー等の食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業の許可を受けて事業を営む者を除く。
- (6) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2項に規定するインターネット異性紹介事業を行う者でないこと。
- (7) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体又は政治活動を目的とした事業を行う者でないこと。
- (8) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体又は宗教活動を目的とした事業を行う者でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が、生産性向上及び業務改善を目的として、デジタル機器等を導入する事業とし、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) グループウェア導入事業
- (2) ソフトウェア導入事業（文書作成ソフト、表計算ソフト、プレゼンテーションソフト及びデータベースソフト等、通常の生産活動に用いるソフトウェアを除く。）
- (3) POSレジ・キャッシュレス決済導入事業
- (4) ホームページ（補助金の交付を受けようとする者が管理するものに限る。）の新規作成又は機能向上に係る事業
- (5) テレワークシステム、セルフオーダーシステム等、その他IT化に資するシステム導入事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは除く。

- (1) 第7条に規定する交付の決定以前に導入に関する契約又は購入等を行った事業
- (2) その他市長が適当でないと認める事業
(補助対象経費等)

第5条 補助対象事業に要した経費のうち、補助の対象となる経費は次に掲げるものとする。

- (1) ソフトウェア購入費
- (2) クラウド利用料
- (3) 消耗品費
- (4) 備品購入費
- (5) 委託料
- (6) 手数料
- (7) 工事請負費
- (8) その他市長が必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、補助対象経費としない。

- (1) 中古物品等の購入費用
- (2) ITツールの使用に資さない機器の購入経費又は目的外使用になり得るパソコン・タブレット等の購入経費
- (3) その他市長が適当でないと認める経費

3 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、30万円を上限とする。この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数が

あるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期日までに、登別市デジタル化促進補助金交付申請書（一般事業者用）（別記様式第1号）又は登別市デジタル化促進補助金交付申請書（創業者用）（別記様式第2号）に関係書類を添えて、市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは登別市デジタル化促進補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により、適当でないとは認めるときは登別市デジタル化促進補助金不交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定を受けた補助対象事業の内容を変更又は中止しようとするときは、登別市デジタル化促進補助金（変更・中止）承認申請書（別記様式第5号）により市長の承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業の内容の変更が軽微であって、補助対象事業に要する経費に著しい変更を及ぼさない場合はこの限りでない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、登別市デジタル化促進補助金（変更・中止）承認通知書（別記様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告及び補助金額の確定)

第9条 交付決定者は、補助対象事業が完了した日から30日以内の日又は交付決定の日の属する会計年度の2月末日のいずれか早い日までに、登別市デジタル化促進補助金実績報告書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (2) 実施した事業の内容が確認できる資料
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の実績報告があったときは、速やかにその内容を審査し、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の

額を確定し、登別市デジタル化促進補助金額確定通知書（別記様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（請求等）

第10条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた交付決定者は、登別市デジタル化促進補助金交付請求書（別記様式第9号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求が適当と認める場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

（取得財産等の管理及び処分）

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けて取得した財産（以下「取得財産等」という。）の管理に当たっては、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って効率的に運用しなければならない。

2 交付決定者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまでの期間は、取得財産等を処分してはならない。ただし、登別市デジタル化促進補助金財産処分等承認申請書（別記様式第10号）を市長に提出し、その承認を受け場合はこの限りでない。

3 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、登別市デジタル化促進補助金財産処分等審査結果通知書（別記様式第11号）により、申請者に通知するものとする。

4 市長は、交付決定者に対し、前項の承認を受けて取得財産等を処分することにより得た収入の全部又はその一部の返還を求めることができる。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第12条 市長は、交付決定者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくはその一部の返還を求めることができる。

（1）補助金の交付の条件に違反したとき。

（2）補助対象事業の施行の方法等が不相当と認められるとき。

（3）申請等に不正の行為があると認められるとき。

（4）前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

2 交付決定者は、前条第5項及び前項の規定により、市長から補助金の返還を求められたときは、市長が定める期日までに、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還するものとする。

（書類の整備）

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第6条関係）

登別市デジタル化促進補助金交付申請書（一般事業者用）

年 月 日

登別市長 様

登別市デジタル化促進補助金の交付を受けたいので、登別市デジタル化促進補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1. 申請者情報

住 所	〒 ー		
名 称			
代 表 者 役職・氏名	役 職	氏 名	
店 舗 名 又は屋号			
事業所住所	〒 ー		
電 話 番 号		E- Mail	
事 業 内 容			

2. 補助事業概要

1 補助対象事業で行う事業の内容	
2 補助対象事業に要する経費及び補助金交付申請額	
補助対象事業に要する経費	円
交付申請額	円
※交付申請額は千円未満切り捨てとする。	

添付書類

- (1) 事業計画書及び収支予算書

- (2) 誓約書
- (3) 登記事項証明書又は直近の確定申告書の写し
- (4) 見積書及び機器等仕様書
- (5) 市税等の納付状況を確認できる書類（納税証明書（未納がない証明）等）
- (6) その他市長が必要と認める書類

事業計画書

1. 事業内容（導入する機器・購入方法等）について

--

2. 本事業の実施による解決したい課題

--

3. 本事業の実施による効果等について

--

4. 事業実施期間

開始予定年月日	年	月	日
完了予定年月日	年	月	日

収 支 予 算 書

収入の部

(単位：円)

項 目	金 額	備 考 (項目説明)
自己資金		
補助金		※対象経費の1 / 2
合 計		

支出の部

(単位：円)

項 目	金 額	備 考 (項目説明)
合 計		

誓 約 書

私は、登別市デジタル化促進補助金交付要綱第3条に基づく補助対象者であることを誓約します。

チ ェ ッ ク 欄	
	私は、今後も事業を継続する意思があります。
	私は、登別市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第22号）第2条第1号から第3号までに規定される者ではありません。
	私は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者ではありません。
	私は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2項に規定するインターネット異性紹介事業を行う者ではありません。
	私は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体又は政治活動を目的とした事業を行う者ではありません。
	私は、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体又は宗教活動を目的とした事業を行う者ではありません。
	私は、本補助金を活用する事業に対して、国、北海道、市等の他の補助金を併用しておらず、今後においても併用しません。

年 月 日

登別市長 様

住 所

氏 名

別記様式第2号（第6条関係）

登別市デジタル化促進補助金交付申請書（創業者用）

年 月 日

登別市長 様

登別市デジタル化促進補助金の交付を受けたいので、登別市デジタル化促進補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1. 申請者情報

住 所	〒 ー		
名 称			
代 表 者 役職・氏名	役 職	氏 名	
店舗名又は 屋号(予定)			
事業所住所	〒 ー		
電 話 番 号		E- Mail	
事 業 内 容			

2. 補助事業概要

1 補助対象事業で行う事業の内容	
2 補助対象事業に要する経費及び補助金交付申請額	
補助対象事業に要する経費	円
交付申請額	円
※交付申請額は千円未満切り捨てとする。	

添付書類

- (1) 事業計画書及び収支予算書

- (2) 誓約書
- (3) 登記事項証明書又は所得税法第229条の規定により税務署長に提出している個人事業の開業・廃業等届出書の写し(※)
- (4) 見積書及び機器等仕様書
- (5) 市税等の納付状況を確認できる書類(納税証明書(未納がない証明)等)
- (6) その他市長が必要と認める書類

※営業開始前までの提出でも可とする。ただし、営業開始前までの提出が困難な場合に限り、開業日から30日以内又は交付決定の日の属する会計年度の3月末日のいずれか早い日までの提出でも可とする。

事業計画書

1 事業内容（導入する機器・購入方法等）について

--

2 本事業の実施による解決したい課題

--

3 本事業の実施による効果等について

--

4 事業実施期間

開始予定年月日	年	月	日
完了予定年月日	年	月	日

収 支 予 算 書

収入の部

(単位：円)

項 目	金 額	備 考 (項目説明)
自己資金		
補助金		※対象経費の1 / 2
合 計		

支出の部

(単位：円)

項 目	金 額	備 考 (項目説明)
合 計		

誓 約 書

私は、登別市デジタル化促進補助金交付要綱第3条に基づく補助対象者であることを誓約します。

チ ェ ッ ク 欄	
	私は、今後も事業を継続する意思があります。
	私は、登別市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第22号）第2条第1号から第3号までに規定される者ではありません。
	私は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者ではありません。
	私は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2項に規定するインターネット異性紹介事業を行う者ではありません。
	私は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体又は政治活動を目的とした事業を行う者ではありません。
	私は、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体又は宗教活動を目的とした事業を行う者ではありません。
	私は、本補助金を活用する事業に対して、国、北海道、市等の他の補助金を併用しておらず、今後においても併用しません。

年 月 日

登別市長 様

住 所

氏 名

別記様式第3号（第7条関係）

登 第 号
年 月 日

住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名 様

登別市長

登別市デジタル化促進補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記補助金について、登別市デジタル化促進補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

交付決定額	円
-------	---

【注意事項】

- 1 交付決定の日の属する会計年度の2月末日までに登別市デジタル化促進補助金実績報告書（別記様式第7号）に必要書類を添えて市長に提出しなければなりません。
- 2 申請の内容に変更が生じたときは、登別市デジタル化促進補助金（変更・中止）承認申請書（別記様式第5号）を市長に提出しなければなりません。ただし、補助対象事業の内容の変更が軽微であって、補助対象事業に要する経費に著しい変更を及ぼさない場合はこの限りではありません。
- 3 この交付決定に関する収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければなりません。
- 4 次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことがあります。また、補助金を既に交付しているときは、補助金の返還を請求することがあります。
 - (1) 補助金の交付の条件に違反したとき。
 - (2) 補助対象事業の施行方法等が不相当と認められるとき。

(3) 申請等に不正の行為があると認められるとき。

(4) 市長が特に必要があると認めたとき。

5 補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助対象事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければなりません。

6 補助金の請求をするときは、本書の写しを添付してください。

別記様式第4号（第7条関係）

登 第 号
年 月
日

住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名 様

登別市長

登別市デジタル化促進補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、
登別市デジタル化促進補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり
不交付となりましたので通知します。

記

不交付の理由

別記様式第5号（第8条関係）

登別市デジタル化促進補助金（変更・中止）承認申請書

年 月 日

登別市長 様

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

年 月 日付け登 第 号で交付決定を受けた登別市デジタル化促進補助金について、事業内容等を（変更・中止）したいので、登別市デジタル化促進補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

1 変更の内容（具体的に記入してください。）

変更前	
変更後	

2 （変更・中止）の理由（具体的に記入してください。）

--

3 補助金額

変更前	円
変更後	円

添付書類

- (1) 変更等の内容が確認できる書類の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

別記様式第6号（第8条関係）

登 第 号
年 月 日

様

登別市長

登別市デジタル化促進補助金（変更・中止）承認通知書

年 月 日付けで承認申請のありました登別市デジタル化促進補助金の（変更・中止）について、登別市デジタル化促進補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

記

審査結果	承認・不承認
承認・不承認 の理由	

別記様式第7号（第9条関係）

登別市デジタル化促進補助金実績報告書

年 月 日

登別市長 様

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

年 月 日付け登 第 _____ 号で交付決定を受けた
登別市デジタル化促進補助金について、登別市デジタル化促進補助金交付
要綱第9条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

経費の精算

項目	申請額	精算額	備考
合計	円	円	

添付資料

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (2) 実施した事業の内容が確認できる資料
- (3) その他市長が必要と認める書類

別記様式第8号（第9条関係）

登 第 号
年 月 日

様

登別市長

登別市デジタル化促進補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告を受けた登別市デジタル化促進補助金について、登別市デジタル化促進補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、次のとおり補助金額が確定しましたので通知します。

記

確定補助金額	円
--------	---

【注意事項】

- 1 本補助金交付額確定通知書を受けたときは、速やかに「登別市デジタル化促進補助金交付請求書（別記様式第9号）」を提出してください。
- 2 次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金の交付を受けた者に補助金の返還を求めることがあります。
 - （1）補助金の交付の条件に違反したとき。
 - （2）補助対象事業の施行の方法等が不相当と認められるとき。
 - （3）申請等に不正の行為があると認められるとき。
 - （4）市長が特に必要があると認めたとき。

別記様式第9号（第10条関係）

登別市デジタル化促進補助金交付請求書

年 月 日

登別市長 様

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

年 月 日付け登 第 _____ 号で交付決定を受けた登別市デジタル化促進補助金について、登別市デジタル化促進補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、次のとおり請求します。

記

交付請求額	円
-------	---

振込先

金融機関名	
支店名	
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
フリガナ	
口座名義	
口座番号	

請求者氏名と口座名義人は同一としてください。

別記様式第10号（第11条関係）

登別市デジタル化促進補助金財産処分等承認申請書

年 月 日

登別市長 様

申請者 所在地
名称
氏名

年 月 日付け登 第 号で交付決定を受けた登別市デジタル化促進補助金について、登別市デジタル化促進補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

1 処分の方法 (該当する項目を○で囲んでください。)	売却・譲渡・交換・貸与・廃棄・その他 その他については、具体的に記入してください。 〔 〕
2 処分の時期	年 月 日
3 処分の理由	
4 処分の条件	(処分することによって収益があった場合は、その額を記載してください。)

別記様式第 1 1 号（第 1 1 条関係）

登 第 号
年 月 日

様

登別市長

登別市デジタル化促進補助金財産処分等審査結果通知書

年 月 日付けで申請のありました登別市デジタル化促進補助金に係る財産処分について、登別市デジタル化促進補助金交付要綱第 1 1 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

記

審査結果	承認・不承認
承認・不承認 の理由	